

川崎市子どもの権利に関する行動計画について（答申）
～子どもの相談・救済及び居場所を中心とした
総合的な行動計画の策定に向けて～

平成19(2007)年 6月 8日

川崎市子どもの権利委員会

1 9 川 子 権 第 4 号
平成19（2007）年6月8日

川崎市長 阿 部 孝 夫 様

川崎市子どもの権利委員会委員長 荒 牧 重 人

川崎市子どもの権利に関する行動計画について（答申）

平成18（2006）年9月22日付け18川市人第370号で諮問のありました川崎市子どもの権利に関する行動計画について、次のとおり答申いたします。

川崎市子どもの権利委員会は、川崎市子どもの権利に関する条例第38条に基づき設置されておりますが、第2期川崎市子どもの権利委員会では、市長からの諮問について精力的に審議を行ってまいりました。

この答申は、川崎市の子どもの権利に関する実態・意識調査や審議から得られた結果であり、川崎市において子どもの権利保障を推進していくための施策の方向性を示したものです。

子どもの権利に関する行動計画を策定することにより、川崎市において子どもの権利保障が総合的かつ計画的に図られることを期待してこの答申を提出いたします。